

道路運送法第9条第4項に定める協議について

- 山形県地域公共交通計画において、地域全体として維持すべき路線として位置付けるものについては、運賃も含めたサービス内容を、地域全体の協議と同意を得て決定すべきものとしています（「協議運賃」の設定）。
 - 今般、既に協議運賃となっている下記系統を運行する事業者から運賃に係る改定の申し出があり、その変更にあたっては道路運送法第9条第4項に基づき、本協議会において協議が必要になるもの。
- ※ 本協議会で協議が調った際は、各事業者に協議済証明書を交付します。

1 対象路線及び主な改定内容

番号	系統	事業者	主な改定内容
1	上山～仙台線	山形交通株式会社	普通回数旅客運賃の廃止
2		宮城交通株式会社	普通回数旅客運賃の廃止

2 適用する期間

令和8年7月1日から

3 協議理由

人件費上昇や安全確保のための設備投資などにより輸送コストが上昇する中において、生産性の向上を図り安定した運行を継続するため。